

令和7年4月11日到来分

新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|------------|
| 1 | <p>構成員の出資比率について 新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザル実施要項 2.参加者の構成等 (1)参加者の構成等「ただし設計事務所と企業体を構成する場合は、要綱第4条4項を除くものとし、最低出資比率は設けないものとする。」と記載があります。</p> <p>第8号様式 特別共同企業体協定書 第8条の記載は、設計事務所と企業体を構成する場合構成員間で協議した出資割合という解釈でよろしいですか。</p> | お考えのとおりです。 |